

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 企画担当(06-6469-7927)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	受託契約約款の承認申請
概要	卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	卸売市場法第42条 中央卸売市場業務条例第41条（昭和46年条例第40号） （ <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ） 中央卸売市場業務条例施行規則第62条（昭和47年規則第7号） （ <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第47条（昭和47年規則第8号） （ <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ）
審査基準	<p>◎ 承認を受けるためには、約款に、次に掲げる事項を定めることが必要です。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項  (2) 受託物品の保管に関する事項  (3) 受託物品の手入れ等に関する事項  (4) 受信場所に関する事項  (5) 送り状又は発送案内に関する事項  (6) 受託物品の上場に関する事項  (7) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項  (8) 委託の解除に関する事項並びに本場及び東部市場にあっては委託替及び再委託に関する事項  (9) 委託手数料に関する事項  (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項  (11) 仕切りに関する事項  (12) 大阪市中央卸売市場業務条例第37条第1項ただし書、同第43条第3項及び同第65条の場合に関する事項  (13) 南港市場にあっては原皮その他副産物の販売方法及び販売予定価格に関する事項  (14) 南港市場にあっては量目計量及び規格格付に関する事項</p>
標準処理期間	2週間～1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に受託契約約款を添えて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場 企画担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shi jo/page/0000023288.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shi jo/page/0000023288.html</a>
備考	—